

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 本県公立学校における働き方改革を踏まえた部活動改革について検証し、部活動の地域移行を含めた今後の在り方について検討、提言することにより、県民への周知及び改革の加速化に資するため、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 有識者会議は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関し、次に掲げる事項について調査研究、協議し、提言する。

- (1) 部活動運営方針・教員の勤務実態に関する検証、課題の整理
- (2) 学校部活動の在り方
- (3) 教員の部活動や大会への関わり方
- (4) 部活動の地域移行の在り方

(設置期間)

第4条 有識者会議の設置期間は、令和5年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 有識者会議は、教育や働き方改革に関する理解と見識を有する者から選定した者11人をもって構成する。

- 2 有識者会議の構成員（以下「委員」という。）の選任期間は、会議設置の日から有識者会議の設置期間満了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 有識者会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 有識者会議は、委員長が招集し、その座長となる。

(公開)

第8条 有識者会議は、公開とする。ただし、有識者会議が必要と認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(調査の依頼)

第9条 有識者会議は、その所掌事項について調査研究を行う等会議の円滑な運営を図るため、事務局に対して調査を依頼することができる。

2 事務局は、必要に応じて調査チームを設置し、調査結果等を有識者会議に報告するものとする。

(意見聴取)

第10条 有識者会議は、必要がある場合は、関係者の会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 有識者会議の庶務は、教育庁学校教育部保健体育課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 有識者会議の最初の会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が招集する。